

議会運営委員会資料
令和2年11月6日

委員会提出議案第〇号

かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の  
制定について（案）

上記の議案を別紙のとおり、かすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和2年〇〇月〇〇日提出

かすみがうら市議会  
議長 加固 豊治 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 川村 成二

## 提 案 理 由

電子採決システムの活用により表決を行うため、この規則を制定するものである。

なお、この規則は公布の日から施行するものである。

## かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則

かすみがうら市議会会議規則（平成17年かすみがうら市議会規則第1号）  
の一部を次のように改正する。

第70条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項及び第76条ただし書きの規定にかかわらず、議長が必要があると  
認めるとときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成  
のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

かすみがうら市議会会議規則 新旧対照表

改正前	改正後
(起立による表決)  第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。  2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。	(起立による表決)  第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。  2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。  <u>3 第1項及び第76条ただし書きの規定に かかるず、議長が必要があると認めると きは、電子採決システムにより表決をと ことができる。</u>  <u>4 電子採決システムによる表決を行う場 合には、問題を可とする議員は賛成のボタ ンを、問題を否とする議員は反対のボタン を押さなければならない。</u>